

事 務 連 絡
平成29年9月22日

各 病 院 長 殿

国立病院機構本部
財 務 部 長

医療ガスの安全管理について

標記について、別添のとおり厚生労働省医政局長より通知がありましたので、周知します。

改正の主な内容については、別紙「改正概要」をご参照ください。

また、今回の改正により、医療ガス安全管理委員会の業務として、新たに医療ガス安全管理のための職員研修の実施が追加されています。詳細については、通知別添4「医療ガスに係る安全管理のための職員研修指針」をご確認ください。

改正概要

1. 改正の背景

- 医療ガス設備の安全管理については、「診療の用に供するガス設備の保安管理について」（昭和 63 年 7 月 15 日付け健政発第 410 号厚生省健康政策局長通知。以下「通知」という。最終改正は平成 9 年 4 月 1 日）において、医療ガス安全管理委員会の設置や保守点検に当たっての留意事項を示してきた。
- しかしながら、
 - ・ 最終改正から 20 年以上経過し、最近の日本工業規格 (JIS) T7101「医療ガス配管設備」の改正（平成 26 年 3 月 1 日）によるガス種と標準圧力の数値等の改正が反映されていないこと
 - ・ 医療ガスの取扱いに関して、いまだにボンベ取違いなどの重大な事故やインシデント事例が報告されており、医療ガスを取り扱う病院等における職員教育が必要であることなどから、今般、通知を改正することとする。

2. 改正の内容

- 通知名を「医療ガスの安全管理について」に改める。
- 医療ガス安全管理委員会の業務として、医療ガスに係る安全管理のための職員研修の実施を追加し、その際の留意事項を「医療ガスに係る安全管理のための職員研修指針」として示す。
- 医療ガス安全管理委員会の構成員に臨床工学技士等を加える。
- 「医療ガス設備の保守点検指針」と「医療ガス設備の工事施工管理指針」を区別して示す。
- 医療ガス設備の保守点検における具体的な点検事項について内容を精査し、日常点検及び定期点検について、点検の種類・点検期間に応じたチェックリストを示す。
- 日常点検、定期点検後に、全ての機器が安全で、かつ所定の機能が回復していることを確認することを明示する。

- 工事終了後、臨床使用するに先だって、厳正な確認を実施することを明示する。
- 日本工業規格(JIS) T7101「医療ガス配管設備」の改正内容を反映させる。
- その他、所要の改正を行う。

改正通知の根拠法令と構成について

医療法第6条の12

病院等の管理者は、前二条に規定するもののほか、厚生労働省令で定めるところにより、医療の安全を確保するための指針の策定、従事者に対する研修の実施その他の当該病院、診療所又は助産所における医療の安全を確保するための措置を講じなければならない。

医療法施行規則第1条の11第1項

病院等の管理者は、法第6条の12の規定に基づき、次に掲げる安全管理のための体制を確保しなければならない。

医療法第23条第1項

第21条から前条までに定めるもののほか、病院、診療所又は助産所の構造設備について、換気、採光、照明、防湿、保安、避難及び清潔その他衛生上遺憾のないように必要な基準は、厚生労働省令で定める。

医療法施行規則第16条第1項第1号

法第23条第1項の規定による病院又は診療所の構造設備の基準は、次のとおりとする。
一 診療の用に供する電気、光線、熱、蒸気又はガスに関する構造設備については、危害防止上必要な方法を講ずることとし、(以下略)

改正通知

「医療ガスの安全管理について」

通知本文

- ・ 別添1～4の抜粋

(別添1)医療ガス安全管理委員会について

- ・ 委員会の構成(委員長の要件)
- ・ 委員会の業務(点検の実施責任者の選任、年1回開催、保守点検記録の2年保存、工事の周知、職員研修)

(別添2)医療ガス設備の保守点検指針

日常点検・定期点検チェックリスト

- ・ 保守点検に当たっての留意事項(誤接続の防止、清潔の保持、終了後の動作確認、日常点検・定期点検記録の作成と保存、始業点検・日常点検・定期点検の実施方法)
- ・ 点検項目(様式1-1～3、様式2-1～6)

(新規)(別添3)医療ガス設備の工事施工監理指針

- ・ 工事施工監理に際しての留意事項(誤接続の防止、終了後の動作確認、工事完了の確認及び、検査書の提出)

(新規)(別添4)医療ガスに係る安全管理のための職員研修指針

- ・ 目的、開催頻度
- ・ 研修内容(医療ガス設備の状況、事故の防止策、ボンベ使用の留意点、配管端末器の使用法、区域別遮断弁の操作法)

(新規)(参考)医療ガスボンベの安全管理に関する留意点

- ・ 医療ガスボンベの一般的留意点
- ・ 医療ガスボンベの保管・使用時の留意点

通知改正による主な変更事項

改正通知

旧通知

「医療ガスの安全管理について」

○ 「医療ガス」及び「安全管理」の文言に変更。

通知本文

○ 「医療ガスに係る安全管理のための研修の実施」を明示。

(別添1) 医療ガス安全管理委員会について

- 委員会の構成として、「臨床工学技士」を含めることを明示。
- 監督責任者をなくし、委員長が点検等を監督。保守点検と工事終了後の確認実施者を行う者を実施責任者とする。
- 委員会の業務に、「研修の実施」「実施内容の記載」を明示。

(別添2) 医療ガス設備の保守点検指針

日常点検・定期点検 チェックリスト

- 日常点検の一部は「始業点検」とし、日常点検の頻度は1日1回以上と定義。
- 日常点検の項目を、現場の実態に合わせて再検討し、様式1-1~3に整理。
- 定期点検の項目、内容も、実態に合わせて再構成。
- 日常点検と定期点検の記録の保存期間を2年とした。

(新規) (別添3) 医療ガス設備の工事施工監理指針

- 医療ガス設備の新設及び増設工事、部分的な改造、修理等を「工事」と定義。
- 実施責任者等は、臨床使用に先立って安全で、かつ所定の機能を備えていることを確認することを明示。

(新規) (別添4) 医療ガスに係る安全管理のための職員研修指針

- 研修の実施は、年1回程度とした。
- 研修に当たっては、居宅等で使用される場合についても、留意することとした。

(新規) (参考) 医療ガスボンベの安全管理に関する留意点

- 研修内容として、
 - ・ 「医薬品ラベル等でガスの種類を確認すること」
 - ・ 「納品時期を明示するなどしてボンベの点検及び管理を行うこと」などを記載。

「委員会は、医療ガスに関する知識を普及し、啓発にすること」の記載のみ。

委員会の構成に、「その他（臨床工学技士等）」と記載。

日常点検の項目と定期点検が記載。
定期点検のみ、チェックリストとして提示。

「保守点検業務」の記録を2年保存と記載。

「改造・修理等の後の試験・検査は、実施責任者が厳正な試験、検査を行う」と記載。